

令和4年度
波佐見中央浄化センター他
法定水質検査業務

業 務 仕 様 書

令和4年4月

1. 業務目的

本業務は、本仕様書に基づいて、波佐見中央浄化センターの法定水質検査等（生活環境項目：12項目、健康項目：34項目、脱水ケーキ溶出試験：25項目）を実施し、流入水の水質の監視及び水処理施設や汚泥処理施設を適正に維持管理するために必要な試験で、下水道法及び水質汚濁防止法等の法的規制に基づいて行なう水質試験である。

また、良好な処理水の水質を得るとともに適正に汚泥を処理処分するもので、法定の水質基準値内であることを証明するために試料の分析を行なうものである。

それから、波佐見中央浄化センターからの処理水を二級河川川棚川に放流しており、河川に及ぼす影響を年間通じて把握するため、3地点での現況及び水質改善状況を調査するものである。

2. 業務場所

波佐見中央浄化センター（波佐見町宿郷地内）及び二級河川川棚川とする。

3. 業務概要

この業務は、次のとおりであり、詳細を「5. 調査内容」の項に示す。

① 採水水質調査：

- ・ 生活環境項目 12項目（流入水 1回/月実施、放流水 2回/月実施）
2項目（最終沈殿池水 6回/年実施）
- ・ 環境基準における健康項目 34項目（放流水 2回/年実施）
- ・ 脱水ケーキ溶出試験 25項目（1回/年実施）
- ・ 生活環境項目 2項目（No.1～No.3地点での河川の水質調査）

4. 業務実施期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

5. 調査内容

5-1 水 質

調査内容（項目、数量、方法）は、表 5-1 に示すとおりである。

なお、調査における詳細日時等については、協議で決定するものとする。

表 5-1 水質調査内容

調査対象	地 点	回 数	調 査 方 法
流入水	流入口	① 1回/月	① 生活環境項目 12項目 (水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数、全窒素、全リン、n-ヘキサン抽出物質、アンモニア・アンモニウム化合物・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素) 測定方法及び分析方法は、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月 環境庁告示第59号)に定める方法及び「排水基準を定める総理府令」(昭和46年6月 総理府令第35号 改正 平10総理府令第56号)に定める方法に準拠して行う。また、BOD等の測定数値は定量限界値まで計量結果を表示する。
放流水	放流口	① 2回/月	② 健康項目 34項目 (カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、フッ素及びその化合物、1,4-ジオキサン、フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、ダイオキシン類) 測定方法及び分析方法は、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月 環境庁告示第59号)に定める方法及び「排水基準を定める総理府令」(昭和46年6月 総理府令第35号 改正 平10総理府令第56号)に定める方法に準拠して行う。
		② 2回/年 (34項目)	
最終沈殿池水	吐 口	① 6回/年	③ 脱水ケーキ溶出試験 25項目 (カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チウラム、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物)、1,4-ジオキサン 測定方法及び分析方法は、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月 環境庁告示第59号)に定める方法及び「排水基準を定める総理府令」(昭和46年6月 総理府令第35号 改正 平10総理府令第56号)に定める方法に準拠して行う。
脱水ケーキ	1点	③ 1回/年	③ 脱水ケーキ溶出試験 25項目 (カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チウラム、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物)、1,4-ジオキサン 測定方法及び分析方法は、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月 環境庁告示第59号)に定める方法及び「排水基準を定める総理府令」(昭和46年6月 総理府令第35号 改正 平10総理府令第56号)に定める方法に準拠して行う。
二級河川 川棚川	3点	① 1回/月	③ 脱水ケーキ溶出試験 25項目 (カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チウラム、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物)、1,4-ジオキサン 測定方法及び分析方法は、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月 環境庁告示第59号)に定める方法及び「排水基準を定める総理府令」(昭和46年6月 総理府令第35号 改正 平10総理府令第56号)に定める方法に準拠して行う。 上記のほか、必要事項は双方協議する。

6. その他

6-1 成果品

本業務における成果品は下記のとおりである。

- 1) 業務報告書（A 4 版）：2 部
- 2) 毎月計量証明書（A 4 版）：2 部（1 部は波佐見中央浄化センターへ提出）
（河川水については採取時の遠景及び近景写真を添付すること。）

6-2 打合せ協議

業務を遂行する上で必要な事項について協議を行う。

（初回及び、最終回とする。他必要であればその都度）